

- (注58) 大阪高裁平成22年7月23日決定(家月63巻3号81頁)
- (注59) 相原・前掲(注19)
- (注60) 牛田・前掲(注35)132頁
- (注61) 安部隆夫ほか「面接交渉等に関する父母教育プログラムの試み」家月
55巻4号111頁以下
- (注62) 試行は平成6年から開始されている。
- (注63) 山口恵美子「面会交流の援助に携わって」家月62巻4号49頁
- (注64) 棚村ほか前掲(注53)1頁
- (注65) 棚村ほか前掲(注53)306頁
- (注66) 片山登志子「離婚紛争における親子の交流～現状の分析」家族〈社会
と法〉26巻33頁
- (注67) 東京家裁平成18年7月31日審判(家月59巻3号73頁)

第4章 心理学等の知見からみた面会交流の意義

「ママもパパも好き。でも、学校の国語の授業の物語で『お父さん』
が出てくると涙が出てくる。パパのことを考えちゃ駄目と思うと、授
業なんて全然頭に入らない。パパはどうしているかなって。ママに言
うとママが可哀想だし…。」

面会交流をめぐって調査を実施したある子どもの言葉である。この
事例では、母は、父に可愛がられている子どもが父の方にいってしまう
のではないかという不安から、父子交流を拒否していた。最終的には、
こうした母の気持ちを整理し、子どもは飽くまでも一緒に生活す
る母を大事に思いつつも、父の愛情を確認したがっていること、面会
交流が子の長期的な成長や幸せに繋がることを伝えた結果、母も面会
交流を受け入れて調停が成立した。

面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方 一民法766条の改正を踏まえて一

調停運営に当たり、心理学的な知見を踏まえて面会交流の意義等を理解し、その理解を当事者とも共有して、面会交流の適切な取決めの実現を目指すことは重要である。本章では、まずは離婚が子に与える影響について整理した後に、面会交流の意義をめぐる心理学等の知見について概観したい。

なお、よく知られているとおり、離婚や面会交流をめぐる研究は、米国を始めとする諸外国において先行していることから、本稿においては、米国における研究成果等も適宜参考にする。

1 离婚の子どもへの影響

離婚の子どもへの影響を心理学的観点から検討するに当たっては、短期的又は長期的な影響のそれぞれに焦点を当てることができ。前者は、主に、離婚紛争の渦中にいる子どもの一般的心理について事例などから把握し考察するといった方法論となる。後者は、①離婚家庭の子の長期縦断的な追跡研究、②離婚家庭で育った子どもからその経験を面接又は質問紙で振り返ってもらいその意味や影響等を遡及的に調査する研究（いわゆる「後ろ向き研究」retrospective research）、③複数の研究を比較対照して妥当性の高い結論を導くメタ研究（meta analysis）等の方法論があり得る。これらを全体的に見渡し、離婚の子どもへの影響を総合的かつ継続的に検討していくことが重要と思われる。

（1）離婚の短期的な影響

ア 感情的な混乱

離婚の際、特に両親の離婚事件が家庭裁判所に係属するような紛争性の高い場合、子どもは感情的な混乱を経験する。混乱の中身は様々であるが、一般には、忠誠葛藤（どちらの親に付

くか迷い葛藤する現象), 対象喪失 (愛情や依存の対象を失う体験), 怖れや不安, 悲しみ, 無力感などとして否定的な体験となり, 年齢や発達段階に応じて, 発熱や下痢等の身体症状, 抑うつ, 学業不振, 攻撃的言動等の様々な反応を示すとされる。^(注68) 一見否定的な影響を示さず, 過剰適応して「良い子」となる場合があることも, しばしば指摘されている。

イ 年齢・発達段階ごとの影響

離婚の子どもへの短期的な影響は, 子どもの年齢・発達段階ごとに異なる。表10は, 子の発達段階の特徴と両親の別居や紛争に対する反応について, 乳児期, 幼児期, 学童期及び思春期の各段階において, 身体, 情緒, 認知の各側面にわたって示される反応を整理したものである。^(注69)

例えば, 小学校低学年の時期は, 両親の間の争いを理解するようになるが, 両親の問題と自身の問題とを分けて考えることが難しく, 両親の不和を自身の責任と感じたり, 両親を裏切れないという気持ちを強く抱いたりする時期である。ある子は, 調査の際に細かく折りたたんだ手紙を渡してきた。その手紙には, 家を出て行った母宛てて, 「悪い子でごめんなさい。だからママ帰って来てね。」という内容がしたためられていた。子は, 自身のせいで母が出て行ったと思いこみ, 何とか家裁調査官の力を借りて母を家に戻してほしいとの願いを託したのである。この子は小学校3年生であり, 同居している父に対してまるで母の代わりのように世話を焼いていたものの, とうとう毎朝腹痛を訴えるようになり, 小学校に登校できなくなってしまった。自分さえ父の下で良い子でいれば, 母は戻って来ると

面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方
—民法766条の改正を踏まえて—

(表10) 子の発達段階の特徴と両親の別居や紛争に対する反応

年齢	子の発達段階の特徴	両親の別居や紛争に対する反応
乳児期 (~1歳6か月)	①養育者との愛着を形成し、人に対する基本的信頼を獲得する。②情緒を分化させ、自分の感情や行動を自己調節する。	①不安や恐れを示す。②食事、排泄、睡眠の習慣が障害を受ける。
幼児期前半 (~3歳)	①自分と他者を区別し、分離不安に対処する。親から離れるために、ぬいぐるみなどの移行対象が重要になる。②衝動を統制する。自己主張が激しくなり、しつけようとする親に抵抗することがある。	①主たる養育者から離れるときに分離不安を示す。②かんしゃくを起こしたり、無気力になる。③両親間の緊張、怒り、暴力に敏感になる。
幼児期後半 (~6歳)	①愛着対象についてのイメージを支えとして、ある程度一人でいられるようになる。②外界に対する認知が自己中心的で、現実把握が不十分であるため、空想と現実の境目があいまいになりやすい。③欲求や情緒をコントロールし、相手の気持ちを理解しながら他者とかかわり始める。	①両親の別居について、いずれ仲直りしてくれるはずだと空想する。②親の別居が自分の責任だと感じる。③親から捨てられるのではないかという恐れを感じる。
学童期前半 (~9歳)	①具体的な事柄については抽象的な思考ができるが、良い・悪いという極端な評価をしたり、現実離れした空想を抱く。②社会性が発達し、ルールに従った行動ができ、秘密を少し持てるようになる。	①両親の不和を理解できるようになるが、両親の問題と自分の問題を分けて考えることが出来ない。②両親の不和を自分のせいだと感じたり、両親とも裏切れないという忠誠葛藤を抱くが、こうした気持ちを内に溜め込みやすい。
学童期後半 (~12歳)	①親との心理的な距離ができ、現実認識力が向上するが、一人で問題解決するまでに至らない。②良い・悪いという二分法で物事を見て、公平であることを求める。③友人との関係の重要度が増し、塾やスポーツクラブなど課外活動が増えれる。	対処困難な場面では親に依存しているため、両親間の紛争に巻き込まれやすく、忠誠葛藤を起こしたり、一方の親と強く結びつき、他方の親が全て悪いと考えて、他方の親に対して敵意を示すことがある。
思春期 (~15歳)	①両親から自立し、親とは別のアイデンティティを確立する。②抽象的な思考力が発達するが、試行錯誤して、言動が一貫しないことが多い。③性的な衝動の高まりに対処する。	①家族が不安定になり、子の自立に困難を伴うことがある。②親の養育する力が弱まり、子の行動の統制がうまくできない。③両親の不和を男女関係の失敗と認識し、自身の異性関係に不安を抱く。

いう願いを抱いて頑張ってきた結果であった。父との生活に過剰に適応し、内面では、母が出て行った責任を感じ、その罪悪感や喪失感を内面にためこんだ結果、不登校状態に陥ってしまったものと理解された。

また、中学校3年生の子は、両親間で争いが絶えず、父の母に対する暴力を目の当たりにし、母とともにシェルターに逃げ、新たな中学校に編入したが、不登校となつた。そして、家庭内で母に暴力を振るうようになった。調査において、子は、両親どちらに対しても強い怒りを表明した。そして内面では、同居する母が父の悪口を言うたびに、自分がけなされていると感じて母を殴ってしまい、殴った自分が父に似ていると思うと、生きていることが辛いと心情を吐露した。さらに、突然の転校で友人を失ったことや打ち込んでいたクラブ活動もできなくなつたことで、生活に張り合いをなくし、無気力状態になつていた。

このように年齢や発達段階に応じて、両親の不和の受け止め方は異なるものの、混乱が長引くと、深刻な状態になることもある。

(2) 離婚の長期的な影響

離婚の長期的な影響について、米国では1970年代から研究が積み重ねられており、離婚の否定的な影響は短期的なものに止まるとする研究として、子どもが短期間で離婚の危機に適応し対処するとした研究や、^(注70)離婚を経験した子どもが同世代の子に比して成熟性や自尊感情などを向上させるとした研究などがある。その一方で、離婚が子の適応状況等に長期的な影響を及ぼすことを結論

面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方 —民法766条の改正を踏まえて—

付ける以下の研究もあり、特にア及びイの研究は著名である。

ア ワラースタインらの研究^(注72)

離婚を経験した60家庭131人の子どもを対象とする長期縦断的な研究を実施し、離婚の長期的な影響についての知見の嚆矢となったのが、ワラースタインらの研究である。ワラースタインらは、夫婦の離別直後、18か月後、更に5年ごとに一連の継続的な面接を実施した。その結果、離婚後長期間が経過した後の心理的適応は、主として離婚後の生活の質にも影響されるが、離婚を取り巻く出来事の記憶や、親密な関係性を築くことへの不安や怖れなどの影響が長期・累積的に続く場合も少なくないことを指摘した。

この研究は、離婚の影響を比較対照するための統制群がないこと、母集団に偏りがあること、臨床的な描写に過ぎず客観性がないこと等の批判もあるが、離婚の長期的な影響に社会の関心を向けさせた意義は大きく、実務や米国法制に与えた影響も大きいとされている。

イ アメイトらの研究^(注73)

過去の92の研究を総合するメタ分析という方法論により、親の離婚が子に及ぼす影響について統計的に妥当な結論を導いた研究である。学業、品行、心理的適応、自己概念、社会的適応、母子関係、父子関係及びその他の8つのカテゴリーで分析している。

研究の結果として、離婚家庭の子どもは、そうでない子どもより、幸福感の指標において得点が低いことが示された。また、年齢による違いとして、中間の年齢群（就学後から10代前

半まで)では離婚の影響が大きいことなどが指摘された。

ウ その他の各種研究

離婚が子どもの長期的な適応にとってリスク要因となることを示す研究は、米国においては、他にも数多く存在する。各種の研究結果をまとめて整理した文献から、そのうちの幾つかを挙げる。^(注74)

- 離婚家庭の子どもは、婚姻を継続している家庭の子どもと比べて、行動化(非行やいじめ等の問題行動)、内在化(抑うつ等の内面的問題)、社会適応上又は学業上の問題を、有意に多く生じる。
- 婚姻を継続している家庭の子どもにおいては、深刻な心理的又は社会的問題を生じる割合が約10%であるのに対し、離婚家庭の子どもが同様の問題を呈する割合は、20~25%程度と推計されている。
- 離婚家庭の子どもは、婚姻を継続している家庭の子どもと比べて、学業の達成度が低かった。収入や社会経済的状況の差を補正すると、その差は減少するものの、消滅はしなかった。
- 離婚家庭の子どもは、若年成人期に差し掛かった後も、親密な関係性において困難を抱えやすい。早期に婚姻に至りやすい一方で、婚姻への不満が高く、離婚の可能性も高かった。

エ 日本における研究

以上は欧米の研究成果であるが、その結論をそのまま妥当と見なすのではなく、離婚を取り巻く社会・文化的な差異も踏ま

面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方 －民法766条の改正を踏まえて－

えて、日本における研究と照らし合わせていく必要がある。しかし、我が国における親の離婚を経験した子どもの精神発達に関する研究としては、例えば、「離婚した親自身の対象喪失に対する悲哀の仕事」^(注75)が達成されないことが子の精神発達に深刻な影響を及ぼすことを論じたもの、親の離婚が児童の集団内の行動に及ぼす影響を論じたものなどがあるものの、総じて、海外の先行研究に比して少ないことが指摘されている。^(注76)

とはいっても、この分野への関心の高まりに応じて日本での実証的研究もみられるようになってきた。野口・櫻井は、離婚家庭で育った18歳から42歳の計31名と半構造化面接を行い、離婚の精神発達への影響を考察し、親の離婚が、長期的に「親密性への怖れ」（結婚し離婚することへの怖れ、異性と親密になることの怖れ、他者との距離感、結婚のハンディ感、シングルマザーを選択する傾向、家族への居心地の悪さ等）としてその影響を顕在化させる可能性があることを論じている。

(3) 夫婦間の争いの影響

離婚の影響に関する心理学的な諸研究のレビューでは、分離それ自体よりも親の争いの方が、子どもに広汎で破壊的な影響を持つことに留意すべきであることが指摘されている。^(注77)

特に、親がもう一方の親に対する怒りを表明するために子どもを使ったり、子どもの目の前で言語的又は物理的に暴力的な態度をとったり、もう一方の親をおとしめたりする場合、その影響は大きい。こうした状況に置かれた子は、そうでない子どもに比べて、抑うつや不安を呈しやすいとされている。

家庭裁判所で実務に当たる立場においては、子の福祉のため

に、離婚の事実そのものよりも、それに伴う夫婦間の争いによる影響を考慮することがより重要であることは、改めて強く意識しておく必要がある。

2 心理学的知見からみた面会交流の意義

(1) 離婚後の子どもの適応への保護要因としての面会交流

過去10年ほどで、米国では、離婚後の子どものより良い心理的・社会的な適応に資する保護要因 (protective factors) の研究が進んでいる。こうした保護要因としては、一般に、監護親の心理的な適応の良さ、監護親の提供する養育の質（特に、情緒的に暖かいサポート、親としての適切な監督やしつけ、年齢に照らして相応な期待）、子ども自身の気質、社会的なサポート、離婚した両親間の紛争性の低減等が挙げられるが、非監護親の関与も、これら保護要因の一つに数えられる。特に、非監護親である父の関与については米国で研究が多いことから、以下に、得られている心理学的知見のうち、^(注79)幾つかを指摘する。

○ 父と定期的に交流して父母双方と良い関係を維持していた子は、他の子と比較して、自我機能が良好であり、自己評価が高く、離婚を原因とする抑うつ状態に陥ることがなかったが、逆に接触がない又は少ない子は、失望、孤独感、無力感、怒り等の感情を抱きがちであった。

○ 離婚した父と子の接触については、一般に、頻度よりも質が重要とされている。例えば、離婚した両親間の紛争性が低い場合は、父と子の頻繁な接触は、子どものより良い適応と関連していたが、親同士の紛争が激しい場合には、頻繁な接触は逆に適応の悪さに結びついていた。その原因は、親同士

面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方 一民法766条の改正を踏まえてー

の紛争が激しい場合、頻繁な接触により、子どもが親の攻撃性やプレッシャーに直接にさらされる機会が増えてしまうためと推測されている。

また、非監護親が親として積極的に関与し、子も父と近しい関係を築けているといった条件の下においては、父子の頻繁な接触は、ポジティブな効果をもたらしていた。

○ 父が、適切な養育態度をとり、かつ、子どもに対して相応の期待を抱いている場合において、宿題や取組をよく手伝っていれば、その子どもは、父の関与の少ない子どもに比して、よりよく適応し学業成績も良かった。また、親の学校活動へのより積極的な参加は、学業成績の良さ、単位の取り落としの少なさ、登校停止措置の少なさと関連があった。

○ 父が、単に子どもと触れ合おうとするだけでなく、子どもに対して経済的なサポートも併せて行っていた場合、子どもの高校卒業及び大学入学の可能性が高かった。

(2) 日本における調査研究

面会交流の効果についても、日本における研究は緒に就いたばかりと見られ、^(注80)青木を除くと、心理学的観点からの実証的研究は少ない。

同研究は、面会交流の意義を検証するという目的のもと、その有無が子に与える影響について、大学生510人（親が離婚又は別居している者は53人であり、面会交流ありはそのうちの30人である）に質問紙調査を行ったものである。その結果、面会交流を実施していない子どもは、実施している子どもに比して自己肯定感の得点が低い一方で親和不全の得点が高く、また、面会交流を実

施している子どもは、両親のそろっている家庭の子どもと比して、自己肯定感及び親和不全の得点に差がないことが明らかになったとしている。面会交流の実施頻度は、月2回以上が5人、月1回から3か月に1回が6人、半年1回から1年1回が12人、その他が7人であった。青木は、頻度や内容が子どもに与える影響をより詳細に検討することが今後の課題であると述べている。

なお、面会交流の頻度に関し、家庭問題情報センターは、面会交流支援の経験を踏まえ、日本での面会交流を子の最善の利益中心で考える上では、子どもの家庭外の人的ネットワークへの配慮が不可欠であること、親の要求で子どもをドッジボールのように頻繁にやりとりすることは子どもの要求に沿っていないこと、いっときの情熱的交流に終わらせるうことなく、生きる楽しさを伝えてくれる親との交流が、細くても切れずに長く継続することにも意味があることを指摘し、日本の社会風土や子どもの年齢、生活習慣に見合った継続可能な面会交流を模索していくことが重要ではないかと述べている。
(注81)

(3) 面会交流の子どもにとっての意味

子どもにとって、非監護親との接触を失うことは、離婚によって生じた出来事の中でも、最も悲しいこととして体験されるという。非監護親との接触が子にとって持つ主観的・客観的な意味については、日本においても、調査研究、離婚後の親子に関する実態把握、当事者への取材結果をまとめたルポルタージュ等が現れており、これらを参考として理解を深めることができる。

(注82) 小田切は、親の離婚を経験した子どもへのインタビュー調査等を通じて得た知見として、子どもにとっての面会交流の意義とし

面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方 —民法766条の改正を踏まえて—

て、①親から愛されていることの確認、②親離れの促進、③アイデンティティの確立、の3点を挙げている。すなわち、子どもは、離れて生活する親からも大切に愛されているという体験を通して自尊心を持ち、他者を尊重する気持ちを育む。また、価値観の違う監護親及び非監護親との交流を通して、監護親の意見や感情に巻き込まれず、両親から等距離を置くことで親離れも可能となる。さらに、父親と母親という性別も性格も価値観も異なる大人が自分の人格形成にどのように影響を与えたかを知って初めて、親とは異なる自分らしさを発見することができるという。

家庭問題情報センターが平成17年に実施した、離婚を経験した親101事例及び親の離婚を経験した子ども96事例の合計197事例についての調査研究では^(注83)、面会交流を実施した子ども41人中31人(75%)が、面会交流を肯定的に受け止めていた。考察においては、子どもの多くは非監護親との面会交流を望んでいること、非監護親の愛情や存在を実感することで安心感を高める意義があること、一度も会ったことがない子の中には、非監護親への思慕の気持ちを吐露する子どももいること等が述べられている。

3 その他心理学的見地から重要な論点：片親疎外

米国では、片親疎外といわれる現象をめぐり、過去20年以上にわたって実務経験と議論が重ねられており、近年、日本の実務でもこれに関連する主張がされることが増えている。この点については、^(注84) 小澤、^(注85) 棚瀬、^(注86) 岡田ほか等に詳しいが、面会交流に関する心理学的な論点の一つとして、簡潔に触れておきたい。

(1) 片親疎外をめぐる概念

精神科医のガードナーは、子どもが一方の親と過剰に強く結び

つき、もう一方の親を激しく非難・攻撃するなどして接触も拒絶する現象を、「片親疎外症候群 (Parental Alienation Syndrome)^(注87)」として概念化した。この概念は、一方の親の操作 (洗脳) によって生じる病理的現象として提示されたが、様々な批判も受けている。

これに対し、ケリーとジョンストンは、この現象を、親子の関係性における複合的な要因から生じる現象と位置づけて、「片親疎外 (Parental Alienation)」及び「疎外された子ども (Alienated Child)^(注88)」として再定義した。ケリーらの概念では、監護親による操作のみが片親疎外の原因ではなく、非監護親側の要素 (非監護親の行動、非監護親の性格)、子ども側の要素 (監護親の影響に対する子どもの脆弱性、子どもの年齢、認知能力、気質)、両親間の葛藤の要素 (婚姻中の高葛藤、屈辱的な別居、離婚の葛藤と訴訟) といった諸要因が影響した家族関係上の問題として捉えられることとなる。

(2) 片親疎外の鑑別

疎外された子ども (非現実的なほどに否定的な見方や感情によって非監護親との接触を拒絶する子ども) は、正常、現実的又は発達論的観点から予見できる理由によって親との面会を拒否する子とは、区別して取り扱われる必要がある。子どもが面会交流を拒否する場合のうち、子どもが次の事項を懸念しているものは、特殊な事情がある場合を除き、片親疎外の現れと認めるのは避けた方がよいとされており、このことは子の監護の鑑定者のマニュアルでも紹介されている。^(注89)
^(注90)

ア 通常の発達上の過程に根ざした懸念 (例えば、非常に幼い子

面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方
—民法766条の改正を踏まえて—

どもにおける通常の分離不安)

- イ 高葛藤の婚姻及び離婚を主たる原因とする子どもの懸念（例えば、高い葛藤を伴う両親間を行き来することへの怖れや、そうした状況への対処できなさ）
- ウ 親の養育態度への子どもの反応を原因とする懸念（例えば、親の過度な厳格さ、怒り、子どもへの気遣いのなさ等への反応）
- エ 情緒的に不安定な監護親への心配を原因とする懸念（例えば、その親を置いて一人で外出することへの懸念など）
- オ 親の再婚に根ざした懸念（例えば、非監護親を訪問することの喜びに影響するような親又は養親の態度）

(3) 片親疎外の子どもへの影響

欧米の先行文献をまとめた小澤は、^(注91)片親疎外の子どもへの影響として、①監護親の認識や価値観を内面化することによる現実認識の偏り、②操作的な人間関係の学習による対人的トラブル、③善悪の二元論的な考え方とそれらを統合できないことによるアイデンティティの混乱等を指摘している。

^(注92)Lampelは、紛争性の高い事案一般において、子どもは問題の解決、感情の統制、援助の希求と受け入れに困難を感じるとした上で、疎外された子どもについては、そうでない子に比して、怒りやすく、複雑な問題を解決するスキルに乏しいことを指摘している。また、不安の少なさや自信を抱きやすいといった特性があるとも指摘されているところ、これらは一見良い特性であるが、監護親の見方を取り入れて現実認識を単純化していること、非監護親をめぐる葛藤を切り離していることの結果であって、望ましい

ものとはいえない。

(4) 片親疎外への対処

米国では、ペアレンティング・コーディネーター等の介入による紛争管理のほか、心理教育的介入、親子再統合のためのカウンセリングやキャンプ、非監護親への監護権の変更等の様々な手段が執られる。監護権の変更はガードナーが推奨した方法であるが、子どもへの負担が大きく、必ずしも子どもの最善の利益にかなうものではないことも指摘されている。^(注93)米国では、日本と比較して数多くの選択肢や介入方法が用意されているといえるが、それでもなお、解決が容易ではない問題の一つと見なされているようである。

日本においては、取り得る選択肢や社会的資源に制限があるのが実情である。非監護親が、子は監護親の操作（洗脳）を受けて「片親疎外」の状態にあると主張し、その点をめぐって争う結果、他の問題に当事者双方の目が向かず、調整上は逆効果を生じることが少なくないことから、レッテルをめぐって争うよりはそのような形で子どもの発達が妨げられる可能性について問題提起がされたものと考え、現象を多軸的に捉えつつ、監護親への介入、非監護親への調整的働き掛け等を実施していくことが重要である。^(注94)

4 まとめ

これまで概観してきた海外及び日本での離婚及び面会交流をめぐる心理学の諸研究を総合すると、少なくとも、虐待等の子の福祉に関わる特殊な事情が存在する場合を除いた一般的な理解については、以下のとおり、基本的な認識を整理できる。

面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方
—民法766条の改正を踏まえて—

- (1) 離婚は、子どもに短期的・長期的に重大な影響を及ぼす事態であって、子どもの幸せに関わる出来事として、両親が子どもの今後を考えていく必要がある。
- (2) 一方の親との離別は、子どもにとって、親の離婚に伴う最も否定的な感情体験の一つである。非監護親との交流を継続することは、子どもが精神的な健康を保ち、心理的・社会的な適応を改善するために重要である。
- (3) 面会交流の実現に当たっては、子どもが両親間の紛争の影響を受けないよう、親同士が配慮する必要がある。また、面会交流はその頻度はもとより質が重要であり、監護親・非監護親双方が、子のより良い成長に期待及び関心を持ち、経済的なサポートも含めて責任ある態度で関わることが求められる。
- (4) 子どもが親を拒否する事態においては、子がそのような態度を取るに至った諸要因等を検討しつつ、片親疎外というラベル付けにこだわるのではなく、子どもの発達が阻害される状況かどうかを考慮し、子にとって望ましくかつ日本の制度的な枠組みの中で可能な解決に向けて、当事者の調整を図っていく必要がある。

これらはいざれも当然のことであり、従前から家庭裁判所において実務に当たる者が十分意識してきたこととは思われるが、こうした認識を当事者や代理人弁護士とも十分に共有できるように努め、一人ひとりの子どもの福祉の実現に向けて、事案ごとに適切な解決を導く必要がある。

(注68) 岡本吉生ほか「家事事件における子どもの調査方法に関する研究」家庭裁判所調査官実務研究（指定研究）報告書第7号

- (注69) 小澤真嗣「家庭裁判所調査官による「子の福祉」に関する調査－司法心理学の視点から－」家月61巻11号14頁
- (注70) Hetherington, E. M. (1984) Stress and coping in children and families. New Directions for Child and Adolescent Development, 24, pp. 6-33.
- (注71) Gately, D. & Schwebel, A. I. (1992) Favorable outcomes in children after parental divorce. Journal of Divorce & Remarriage, 18 (3-4), pp. 57-78.
- (注72) 佐藤千裕「子の監護事件における面接交渉」家月41巻8号203頁以下などを参照
- (注73) Amato, P. R. & Keith, B. (1991) Parental divorce and the adult well-being of children: A meta-analysis. Psychological Bulletin, 110 (1), pp. 26-46。概要は、H.R. シャファー著、無藤隆ほか訳「子どもの養育に心理学が言えること」(新曜社, 2001) を参照
- (注74) Kelly, J. B. & Emery, R. E. (2003) Children's Adjustment Following Divorce: Risk and Resilience Perspectives. Family Relations, 52 (4), pp. 352-362
- (注75) 愛情や依存の対象を失った直後は、心の中ではその対象に対する思慕の情が続くことによって苦痛が生じ、次いでその思慕の情を断念し、最終的には対象への関係を解消するという一連の心理的処理の過程を指す。
- (注76) 野口康彦「親の離婚を経験した子どもの精神発達に関する文献的研究」法政大学大学院紀要59号133頁以下
- (注77) 野口康彦、櫻井しのぶ「親の離婚を経験した子どもの精神発達に関する質的研究－親密性への怖れを中心に－」三重看護学誌11号 9-17頁
- (注78) H.R. シャファー著、無藤隆ほか訳・前掲(注73)
- (注79) Kelly, J. B. & Emery, R. E. 前掲(注74)

面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方
—民法766条の改正を踏まえて—

- (注80) 青木聰「面会交流の有無と自己肯定感／親和不全の関連について」大正大学カウンセリング研究所紀要34号5-17頁
- (注81) 家庭問題情報センター「子どもをめぐる法制の動きについて考える—子の最善の利益を優先する法則の実現を願ってー」家庭問題情報誌ふあみりお第52号2頁
- (注82) 小田切紀子「子どもから見た面会交流」自由と正義60(12)28頁以下
- (注83) 家庭問題情報センター・前掲(注52)
- (注84) 小澤真嗣「子どもを巡る紛争の解決に向けたアメリカの研究と実践—紛争性の高い事例を中心にー」ケース研究272号149-167頁
- (注85) 棚瀬一代「離婚と子どもー心理臨床家の視点から」(創元社, 2007)
- (注86) 岡田まみ子, 大野恵美, 濱野昌彦「PAS (Parental Alienation Syndrome) ー理論の概要と家裁調査官関与のヒント」家裁調査官研究展望38号41-52頁
- (注87) Gardner, R. A. (1985) Recent Trends in Divorce and Custody Litigation. *Academy Forum*, 29 (2), pp. 3-7.
- (注88) Kelly, J. B. & Johnston, J. R. (2001) The Alienated Child: A Re-formulation of Parental Alienation Syndrome, Family Court Review39 (3) pp. 249-266
- (注89) Kelly, J. B. & Johnston, J. R.・前掲(注88)
- (注90) Gould, J. & Martindale, D. (2007). The Art and Science of Child Custody Evaluations. Guilford Press
- (注91) 小澤・前掲(注84)
- (注92) Lampel, A. K. (1996) Children's alignment with parents in highly conflicted custody cases. *Family and Conciliation Court Review*, 34, 229-239
- Lampel, A. K. (2002). Assessing for Alienation and Access in Child Custody Cases: A Response to Lee and Olesen. *Family Court*

Review, 40 (2), 232-235

(注93) Rohrbaugh, J.B. (2008) A Comprehensive Guide to Child Custody Evaluations, Springer

Stahl, P. (2010) Conducting Child Custody Evaluations: From Basic to Complex Issues, Sage Publications, Inc

(注94) 濱野昌彦、大野恵美「面接交渉における調整活動—当事者間の紛争レベルの見立てとそれに応じた調整の在り方」家裁調査官研究紀要 5号
38-69頁

第5章 東京家裁本庁における面会交流をめぐる事件の実情

本章では、事件記録の検討を通して、東京家裁本庁における面会交流の取決め等について、具体的な実情をまとめて報告する。

1 司法統計から見た面会交流事件の特徴

東京家裁本庁においても、全国の動向と同様に面会交流事件が増加しており、終局件数を平成11年と平成23年とで比較すると、226件から600件へと約2.7倍となっている。

全国平均と比較して東京家裁本庁に特徴的な点として、申立人が父親である割合が、平成23年には74.8%と、全国平均67.6%を約7.2ポイント上回っているほか、調停・審判を通じた平均審理期間が約1.7か月（全国が6.3か月のところ東京家裁本庁は8.0か月）、平均期日回数が約0.7回（全国が3.8回のところ東京家裁本庁は4.5回）上回っていることがある。さらに、平成21年までは取下率が40%前後で推移していたが、平成22年、平成23年は約30%と大幅に減少したことも特徴の一つと考えられる。